

# 「検察の在り方」をめぐる国会論議

## ～国民の信頼を取り戻すための検察改革とは何か～

法務委員会調査室 内田 亜也子

### 1. はじめに

平成22年9月に無罪判決が出された、村木厚子元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長による虚偽有印公文書作成等事件（以下「村木事件」という。）は、大阪地方検察庁特捜部検事による証拠改竄、隠蔽という刑事司法の根幹を揺るがす事件に発展し、社会に大きな衝撃を与えた。この事件を機に、最高検察庁及び法務大臣の私的諮問機関が検察の改革策を発表し、平成23年4月には、江田法務大臣が特捜部における取調べの全過程を含む録音・録画等の取組について、検察庁法第14条の一般的指揮権に基づく指示を行ったが、その間、国会においても、国民の信頼を回復するために必要な改革策について活発な議論がなされている。

そこで、本稿では、検察改革の取組に至る経緯と打ち出された改革策を概観するとともに、第177回国会（会期延長前まで）における主な国会論議について紹介したい。

### 2. 検察改革の取組に至る経緯

#### （1）村木元局長の無罪判決

村木事件とは、広告会社等が障害者向けの郵便割引制度を悪用した事件に関連して、事件当時の村木厚労省社会・援護局障害保健福祉部企画課長（捜査当時は雇用均等・児童家庭局長）が、上村同部社会参加係長（当時）に指示をして、自称福祉事業支援組織「凜の会」に虚偽の証明書を発行したとされる事案である<sup>1</sup>。

大阪地検特捜部は、平成21年7月4日、村木元局長らを虚偽有印公文書作成等により公判請求したが、村木元局長は、上村元係長が偽造した証明文書の記録の作成日時と検察側の主張する証明書作成時期とのズレを指摘するな

表1 検察改革の取組に至る経緯等 時系列表

H16. 6月	厚労省から「凜の会」に偽造証明書発行
H21. 4. 16	凜の会倉沢会長らを郵便法違反で逮捕
5. 26	厚労省上村元係長、凜の会河野発起人を虚偽公文書作成・同行使罪（決裁文書等）で逮捕、FDを押収
6. 14	村木元局長、上村元係長らを虚偽公文書作成等罪（公的証明書）で逮捕
7. 4	村木元局長、上村元係長らを起訴
7. 13	前田元主任検事が証拠隠滅（FD改竄）
7. 16	FDを上村元係長の家族あてに還付
H22. 1. 27	村木元局長の初公判。弁護側はFDの更 新日付が検察側主張と食い違ふと指摘
2. 2	大坪元特捜部長が当時の次席検事に報告
2. 3	大坪元特捜部長が当時の検事正に報告
9. 10	大阪地裁が村木元局長に対し無罪判決
9. 21	大阪地検不控訴、村木元局長の無罪確定

1 村木事件の概要等については、『検察の在り方検討会議第2回会議議事録』（平22. 11. 25）8～11頁を参照。

どして、無罪を主張した。

本件は、村木元局長が公的証明書の作成等に関与したという客観的証拠がなく、検察側は村木元局長の関与を認めた供述調書を有罪立証の柱としていた。しかし、それらは証人尋問で次々と否定され、証拠請求された供述調書43通中34通は「検察官の誘導があった」として却下された。そして平成22年9月10日、大阪地方裁判所は村木元局長に対し無罪判決を言い渡した。(検察側は控訴せず21日に無罪確定。)

### (2) 大阪地検特捜部元検事らの逮捕

平成22年9月21日、前田恒彦主任検事(当時)が、村木事件の捜査で押収したフロッピーディスクのデータを捜査の都合に合うように改竄<sup>ざん</sup>していたとの報道がなされた。同日、最高検は、前田元主任検事を証拠隠滅罪により逮捕した。また、その捜査の過程において証拠隠滅の事実が上司に報告されていた疑いが生じたため、10月1日、最高検は大坪弘道大阪地検特捜部長(当時)と佐賀元明同部副部長(当時)を犯人隠避罪により逮捕した。そして、10月11日に前田元主任検事、10月21日に大坪元特捜部長、佐賀元副部長について、それぞれ公判請求した<sup>2</sup>。

### (3) 村木事件等の検証の取組

大阪地検特捜部における上記の事件の捜査と並行して、最高検は、村木事件の捜査・公判の全容について検証を行い、柳田法務大臣(当時)の指示で加わった3名の外部有識者のチェックを経た上で、平成22年12月24日、村木事件における逮捕・起訴の判断等に問題があったと認めた「いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の問題点等に

	前田元主任検事を証拠隠滅罪で逮捕
10. 1	大坪元特捜部長、佐賀元副部長を犯人隠避罪で逮捕
10. 6	柳田法務大臣が、検察組織や捜査の在り方を検証する第三者機関の設置を発表
10. 11	前田元主任検事を懲戒免職、同氏を起訴
10. 21	大坪元特捜部長、佐賀元副部長を懲戒免職、両名を起訴、当時の幹部らを処分
11. 10	「検察の在り方検討会議」初会合
12. 24	最高検が村木事件の検証結果を公表
H23. 2. 23	最高検が特捜部における取調べの録音・録画試行指針を公表(3月18日開始)
3. 31	検察の在り方検討会議が提言を答申
4. 8	江田法務大臣が笠間検事総長に「検察再生に向けた取組」を示して指示
4. 12	前田元主任検事に懲役1年6月の実刑判決
4. 26	最高検が特捜部における取調べの録音・録画の試行に関する運用要領等を発表
5. 18	江田法務大臣が取調べの可視化等刑事司法の新しい在り方について法制審に諮問
5. 24	東京地検特捜部で初の取調べ全過程の録音・録画が実施
6. 6	法制審が「新時代の刑事司法制度特別部会」の設置を決定
6. 29	新時代の刑事司法制度特別部会初会合
7. 8	最高検が検察改革の現状と今後の取組について発表

(出所)最高検察庁資料、法務省資料を基に筆者作成

2 捜査段階で容疑を認めた前田元検事に対し、大坪元特捜部長、佐賀元副部長は無罪を主張。両名の初公判は9月12日に開かれ、年内に結審、来春にも判決との見通しである。(『日本経済新聞』夕刊(平23.7.13))。

ついて」(以下「最高検検証報告書」という。)を公表した。

一方、柳田法務大臣は、前代未聞の検察不祥事を受けて国会等から第三者機関による検証を求める声が高まっていること等から、外部有識者が検察組織や捜査の在り方全般について検証する「検察の在り方検討会議」(以下「検討会議」という。)の設置を決めた<sup>3</sup>。

#### (4) 検討会議による提言とその後の動き

検討会議(座長:千葉景子・元法務大臣)は、平成22年11月10日に第1回会合を開催して以後、村木元局長をはじめとする関係者のヒアリング、地検、高検、拘置所等の現場視察、韓国における捜査の実情等に関する視察、約1,300人の検事に対する意識調査等を踏まえ、15回にわたる審議を重ねた<sup>4</sup>。そして、平成23年3月31日、「検察の再生に向けて」と題する検討会議の提言を取りまとめ、法務大臣に提出した。

法務大臣は、4月8日、検討会議の提言をもう一步進めた形で、提言内容の具体的な留意事項や実行期限等について記載した「検察の再生に向けての取組」を検事総長に渡し、検察庁法第14条に基づく指示を行った。

また、新たな刑事司法制度の構築に向けた検討を行う場を直ちに設け、検討を開始すべきとの検討会議の提言を受け、江田法務大臣は5月18日に法制審に諮問を行い、6月6日、法制審に「新時代の刑事司法制度特別部会」(部会長:本多勝彦・日本たばこ産業相談役)を設置した。本特別部会は、国民生活にも影響する刑事司法制度全般の在り方に関わる調査・審議が行われるものであるため、その議事についても広く国民に開かれたものとする必要があるとして、6月29日の初会合において、法制審として初めて審議公開を決めた。今後2年程度かけて答申をまとめる予定とされている<sup>5</sup>。

7月8日には、最高検が、特捜部で財政経済事件への対応を強化するための組織再編、監察体制を構築するための監察指導部の設置、外部の視点を導入するための参与会の設置、分野別専門委員会の設置、取調べの録音・録画(以下「取調べの可視化」という。)の試行対象の拡大等、検討会議の提言及び法務大臣指示を踏まえた新たな取組を発表した。

### 3. 検察改革策の概要

検察改革策は、これまでに昨年12月の最高検検証報告書、本年3月の検討会議提言及び本年4月の法務大臣指示において打ち出されており、それらに基づき、最高検・法務省は具体的な取組作業を進めている。表2は、それらをテーマごとに分類したものである。

3 『毎日新聞』夕刊(平22.10.6)、『読売新聞』夕刊(平22.10.6)、『東京新聞』夕刊(平22.10.6)等

4 『検察の再生に向けて-検察の在り方検討会議提言-』(平23.3.31)(法務省)1頁。なお、審議経過の詳細は同提言の別紙2を参照。

5 「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。」というもの。

6 『毎日新聞』(平23.6.30)、『読売新聞』(平23.6.30)

表2 各テーマ別の検察改革策とそれに基づく最高検・法務省の取組状況

	最高検検証報告書	検討会議提言	法務大臣指示	取組状況 (H23.7月現在)
特捜部の在り方	<p>①平成23年2月から特捜部独自捜査事件を高検検事長指揮事件とする。</p> <p>②上司・上級庁が消極証拠を含む証拠関係の十分な把握・検討。</p> <p>③適切な指導及び決裁の在り方の周知徹底。</p> <p>④主任検察官を総括的に補佐する検察官の配置。</p>	<p>⑤現状を是とすることなく名称、組織体制・編成、人員配置等を含め組織の在り方を見直す。</p> <p>⑥特捜部内で捜査・処分が自己完結する体制を改め「横からのチェック」体制を構築。</p>	<p>⑦最高検特捜部組織の在り方について直ちに検討に取り掛かり、3か月以内を目途に結論を出す。</p> <p>⑧3か月以内を目途に特捜部の独自捜査に対する「横からのチェック」体制を構築。</p>	<p>・H23.2.28「特別捜査部が取り扱う事件に関する訓令」、通達「特別捜査係検事の指名及び担当事務について」、通知「特別捜査係検事の職務内容について」、通知「特別捜査部が取り扱う事件の決裁の在り方について」の発出。(①、②、③)</p> <p>・H23.4.26通達「総括審査検察官の指名について」の発出。(④、⑥、⑧)</p> <p>・H23.7.8事務連絡「特別捜査部の組織の在り方の見直しについて」の発出。(⑤、⑦)</p>
捜査・公判の在り方	<p>①特捜部の身柄事件に関し、自白の任意性・信用性等に関わる取調べ状況につき立証方策の在り方を検討するため、平成23年2月頃までに録音・録画の試行指針を策定し、その後速やかに試行を開始。</p> <p>②平成23年3月頃までに取調べメモの保管・管理の在り方について結論を得る。</p> <p>③平成23年4月から電子データの証拠物の複写物を作成し原本を封印・保管。</p> <p>④引き返す勇気を持って公訴取消等を検討することなど、公判活動の在り方の周知徹底。</p>	<p>⑤被疑者の取調べの可視化の範囲をより一層拡大する。</p> <p>⑥特捜部の取調べの可視化は原則対象全事件で広範囲の試行に努め、1年後を目途に検証・公表。</p> <p>⑦特別刑事部の独自捜査事件の取調べ可視化を試行。</p> <p>⑧知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の全過程を含む広範な取調べ可視化の試行。</p> <p>⑨公判段階における「引き返す勇気」を実効化するための公判段階における組織的なチェック体制の構築。</p> <p>⑩新たな刑事司法制度の構築に向けた検討の開始。</p>	<p>⑪特捜部の指針上の対象事件について1か月以内を目途に原則全事件、全過程の録音・録画を含めて試行、検察官の恣意を排した積極的な運用が確実に実行される方策を講じる。</p> <p>⑫特別刑事部独自捜査事件の取調べ可視化は3か月以内を目途に試行を努める。</p> <p>⑬知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の全過程を含む取調べ可視化は3か月以内を目途に試行に着手。</p> <p>⑭1年後を目途に多角的な検証の実施。</p> <p>⑮3か月以内を目途に公判段階における組織的なチェック体制の構築。</p> <p>⑯新たな刑事司法制度を構築していくため、直ちに法制審議会に対し所要の諮問を発するための準備を開始。</p>	<p>・H23.2.23「特捜部における取調べの録音・録画試行指針」の策定。3.18より試行開始。(①)</p> <p>・H23.4.6事務連絡「取調べメモの取扱いに関する運用指針について」の発出。(②)</p> <p>・H23.4.6通達「特別捜査部において押収した電磁的記録媒体の取扱いについて」の発出。(③)</p> <p>・H23.4.26事務連絡「特別捜査部が取り扱う事件の取調べの録音・録画の試行に関する運用要領について」の発出。(⑥、⑪、⑬)</p> <p>・H23.4.26通知「特別捜査部に所属する検察官が起訴した事件における公判の運用について」の発出。(④、⑨、⑮)</p> <p>・H23.7.8通知「第一審係属中の事件の公判に関する運用について」の発出。(④、⑨、⑮)</p> <p>・H23.7.8通知「特別刑事部が取り扱う独自捜査事件の取調べの録音・録画の試行について」の発出。(⑦、⑫、⑭)</p> <p>・H23.7.8通知「知的障害者の取調べの録音・録画の試行について」の発出。(⑧、⑬、⑭)</p> <p>・H23.5.18法制審議会に諮問、6.6に特別部会が設置。(⑩、⑯)</p>
監察、外部の目・風	<p>①検察庁職員による犯罪その他の違法な行為に対する適正な対応の周知徹底。</p>	<p>②検察内部に監察担当部署を設置し、同部署の活動状況につき外部から助言等を得る仕組みを整備。</p> <p>③検察運営全般の実情を外部有識者に報告し、意見・助言を得る仕組みを構築。</p>	<p>④3か月以内を目途に違法・不適正行為の監察の実施。</p> <p>⑤3か月以内を目途に検察運営全般に関して外部の有識者から意見・助言を得られる仕組みを構築。</p>	<p>・H23.1.21通達「検察庁職員による犯罪その他の違法な行為への適切な対応について」の発出。(①)</p> <p>・H23.7.8最高検に「監察指導部」を設置。外部有識者2名を監察指導部参与とする。(②、④)</p> <p>・H23.7.8「参与会運営要綱」の策定。(③、⑤)</p>
倫理	<p>①平成23年2月上旬目途に公正な検察権行使に関する基本原則、心構え案を作成し、その後議論を深めて公表。</p>	<p>②検察官の使命・役割を示した基本規程を、外部の声を聞きつつ多くの検察官が参加する議論・検討を経て制定。</p>	<p>③外部の声を聞きつつ多くの検察官が参加する幅広い議論・検討を経ることに特に留意し、6か月以内を目途に基本規程を制定。</p>	<p>(現在検討中。平成23年10月までに基本規程を制定する予定。)</p>

	最高検検証報告書	検討会議提言	法務大臣指示	取組状況（H23.7月現在）
人事・教育	<p>①平成23年4月を目途に、再発防止策の検証、検察官等に対する指導担当部署を設置。</p> <p>②平成23年のできるだけ早い時期に、厳正公平な人事評価に基づき全国的視野に立つて人事配置を実現する措置の結論を得る。</p>	<p>③改革の推進・検証を担う専門部署の設置、人材開発・育成・教育の長期構想や行動計画の策定。</p> <p>④検察内部に分野別専門委員会を設置。</p> <p>⑤同僚や部下の評価も反映させた人事、全国的な見地の人事配置等より適切な人事施策の推進。</p> <p>⑥検察官のキャリア形成支援や他職経験者の採用等の整備。</p> <p>⑦検察に批判的な有識者等による辛口の研修、検察官の職務遂行能力の定期的なチェック体制整備、リーダーシップ向上のための幹部研修等教育・研修の充実。</p>	<p>⑧検察官の人事・教育を含む検察改革を推進するための専門部署の設置など、改革策の実施状況の定期的な検証等が行える体制を直ちに整備。</p> <p>⑨3か月以内に先端の専門知識を組織的に集積・活用するための分野別専門委員会を設置。</p> <p>⑩検察官に対する研修の拡充、専門性向上のためのキャリア形成支援、有能な人材の幅広い採用、女性の幹部への登用の促進、全国的な見地での人事配置の実施など、可能なものからできるだけ速やかに実施。</p>	<p>・H23.4.8最高検に「検察改革推進室」を設置。人事や監察制度を含む検察改革全般の推進、検証を担当。（①、③、⑧）</p> <p>・H23.7.8最高検に「金融証券」「特殊過失」「法科学」「知的障がい」「国際分野」「組織マネジメント」の専門委員会を設置。各専門委員会の構成員は検察官及び検察事務官の中から次長検事が指名。同会に外部専門家を参与として置くことができる。現在「法科学」を除く専門委員会に計6名の外部専門家を参与として委嘱。（④、⑨）</p>

（出所）最高検察庁資料、法務省資料を基に筆者作成

#### 4. 国会における主な論議（要旨）

##### （1）最高検検証報告書、検討会議提言、法務大臣指示に対する評価

まず、最高検検証報告書については、被害者である村木元局長等の意見聴取をしていない点、検面調書の大部分が証拠採用されなかったことに触れず、事実と異なる調書が大量に作成された原因究明を行っていない点に加え、改革策が村木事件の再発防止策として対応できていない、証拠改竄・隠蔽事件について担当検察官の個人的な資質に問題を矮小化しており、検察組織全体の構造的な問題に対する掘り下げが不十分との厳しい批判が相次いだ<sup>7</sup>。また、法務大臣も最高検の検証結果が不十分であると認めている<sup>8</sup>。

次に、検討会議の提言については、冤罪被害者からのヒアリングや検察官への意識調査なども踏まえて熱心な議論がなされ、外部の目、外部の風を入れること等を提言した点について評価する声がある一方で、取調べの全過程可視化や特捜部の在り方の問題について踏み込み不足、特捜部の廃止を含めた議論が不十分、最高検の検証結果をたたき台として根底からの批判的な検証作業が含まれていない、村木事件及び大阪地検特捜部における事件の直接の原因分析・回答が入ってない等批判も多くなされた<sup>10</sup>。

7 第177回国会衆議院法務委員会議録第2号13、14頁（平23.3.9）、同国会参議院法務委員会議録第4号7、8頁（平23.3.25）、同委員会議録第5号20頁（平23.4.12）等

8 第177回国参議院法務委員会議録第5号20頁（平23.4.12）

9 第177回国会参議院法務委員会議録第5号14、19頁（平23.4.12）

10 第177回国会参議院法務委員会議録第5号7、14、19頁（平23.4.12）、同国会衆議院法務委員会議録第12号5頁（平23.5.18）

次に、4月8日の法務大臣指示は、特捜案件における全過程の取調べ可視化の試行を指示するなど英断であるという評価が多かった<sup>11</sup>。

## 〈特捜部の在り方〉

### (2) 特捜部組織の在り方

検討会議による特捜部組織に関する提言については、(1)で述べたとおり改革の中身が不十分という評価が多かったが、その上で、特捜部を全廃しないのであればむしろエリート集団にしないと機能しないのではないかと、特捜部の組織を全国1か所にするなど法務大臣の方で一定程度のベクトルを掛けるような指示をすべきとの指摘もなされた<sup>12</sup>。

これに対し、法務大臣は、例えば政治家、巨大企業、税の関係等について目を光らせ、捜査を行う部門が必要ということで、特捜的な機能はやはり検察が持つておく必要がある。ただ、検討会議の提言は、今の特捜部を是とすることなく名称、組織体制・編成、人員配置等の見直しを検討せよとのことなので、3か月を目途に検討結果を出せと検事総長に指示をした。もちろん東京と大阪と名古屋と3か所なのかどうか等も検討してもらおう。一定の方向というのは検察、最高検において受け止めていただけると思っている。特捜部だけがエリート意識を持つ、特捜に専門的知識、能力を持った者を特化させるのではなく、検察全体がもっと使命感に燃えて能力アップを図っていかなければならないと述べている<sup>13</sup>。

また、検察官は組織に守られ、個々の検察官に対する国民の批判にも直接さらされることなく定年退職まで行くことから、将来的な検討として、アメリカのような一部検察官の公選制について提案がなされたが、法務大臣は、日本でも検察官適格審査会や検察の不起訴に対する審査といった様々なチェックがあるとして、消極的な見解を述べている<sup>14</sup>。

### (3) 特捜部独自捜査事件の捜査、公判の在り方

特捜部内で捜査から公訴提起までを一人二役で担っているため、チェックが利かない体制になっているとの批判から、特捜部独自捜査事件の公訴提起の在り方も議論となった。

これに対し、法務大臣は、一人二役のシステムの問題点は認めながらも、仮に特捜部が捜査した事件を別の部が公訴提起するとなると、その部は捜査をした特捜の是正をどのように図るのか、警察と検察のような関係を検察内につくることが良いのか等様々な議論があり、結局検討会議では、公判部による(横からの)チェックという提言がなされた。また、最高検では上級庁の(縦からのチェックの)担当部局の設置も始まっていると述べ、理解を求めた<sup>15</sup>。

他方で、村木事件の取調べ検察官が裁判の影響を考えずに意に沿った供述の確保のみを目

11 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号5、17頁(平23.4.12)、同国会衆議院法務委員会会議録第5号7頁(平23.4.13)等

12 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号7、15、16頁(平23.4.12)

13 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号7、8、16頁(平23.4.12)

14 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号9頁(平23.4.12)

15 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号16頁(平23.4.12)

的化していたことから、捜査と公判とが別の検察官で担当することの是非も議論となった。

これについて、法務大臣は、違う視点で一つの事件に向き合うことでチェックが利くシステムになっているという利点はあるが、捜査の時にどうしても検面調書にしておきたいという思いが強く、公判の時にその検面調書に頼って公判活動をやるということになれば双方に問題があるので、その辺りの改革はしなければならないと述べている<sup>16</sup>。

### 〈捜査・公判の在り方〉

#### （４）供述調書に過度に依存した捜査、公判からの脱却の必要性

村木事件を受け、供述調書に過度に依存する検察の捜査手法がクローズアップされた。

参議院に参考人として出席した村木元局長は、自身の事件における検察捜査で感じた問題について、事実と異なる調書が大量に作られた点を挙げており、どうしてそのようなことが起きたのかについては、上司から調書内容の指示がされている、捜査チームの検事が情報を共有し、それに合った調書を作成している、誘導や脅迫等で検察の意向に沿った調書を作成し、供述者にサインをさせていると指摘した。そして、今回の捜査では客観的な証拠が軽視されていたことから、調書ではなく客観的な証拠や公判での証言が重視される方向に改めてほしいと要望している<sup>17</sup>。

また、衆議院に参考人として出席した但木元検事総長は、取調べや調書に過度に依存する検察の体質を根本的に改めるためには、日本の刑事手続の調書中心主義から公判中心主義への転換を図らなければならないと述べている<sup>18</sup>。

同じく衆議院に参考人として出席した石田弁護士は、改革目標は検察権の行使に対するリアルタイムの外部検証システムの確立であるとし、具体策として①捜査過程における弁護権による検証システムの構築（弁護人立会い権と補完機能として全過程の取調べ可視化の制度化）、②供述調書の任意性、特信性の客観化（調書の立証方法を弁護人の立会いの事実あるいは録音・録画等の客観的証拠に限定）を掲げている<sup>19</sup>。

#### （５）取調べ可視化の在り方（範囲、対象）

最高検は、村木事件で過度の不適切な誘導によって作られた調書があることを認め<sup>20</sup>、再発防止策として、特捜部身柄事件の被疑者の取調べにつき、真相解明機能を損なわない範囲内で相当と認められる部分を検察官が選択して録音・録画するという指針を策定した。そこで、過去の国会審議でも度々取り上げられている取調べの在り方が議論の最大の焦点となった。

まず、全過程の取調べ可視化を推進する側からは、最高検の指針では、検察官が恣意的

16 第177回国会参議院行政監視委員会会議録第2号8頁（平23.4.18）

17 第177回国会参議院行政監視委員会会議録第2号4頁（平23.4.18）

18 第177回国会衆議院法務委員会会議録第12号2頁（平23.5.18）

19 第177回国会衆議院法務委員会会議録第12号2、3頁（平23.5.18）

20 第177回国会参議院法務委員会会議録第4号7頁（平23.3.25）、同委員会会議録第5号20頁（平23.4.12）

に一部のみを録音・録画できるため、かえって冤罪防止に逆行するとの批判が集中した<sup>21</sup>。

また検討会議の提言でも、取調べの可視化の範囲について各委員の意見が平行線をたどり、最大公約数の表現にとどまったため、村木事件では密室の取調べによる自白強要を防ぐ、そのための全過程の可視化というのが直接問われた問題であるのに、検討会議はそのような国民的な課題として要請された事項に対応していないとの批判がなされた<sup>22</sup>。

そこで江田法務大臣は、検察の信頼回復のために今政治が動いているということを国民に明確に認識してもらう必要があるとして<sup>23</sup>、一定数の取調べにつき原則全過程を録音・録画するよう指示をした。しかし、それが全過程の取調べ可視化を目指す流れのものかとの質問に対しては、全過程の取調べ可視化による懸念も十分踏まえて検討すべきとの検討会議の指摘もあり、また全件全過程あらゆるものすべてを可視化するとなると金や手間が掛かりすぎるということもあると述べ<sup>24</sup>、明確な答弁を避けた。また、一部でもその部分が客観的に明らかになることによって、どういう取調べであったかをうかがい知ることができる場合もあるので、一部可視化を頭から駄目だとは思っていないとも発言している<sup>25</sup>。

他方で、国会審議の中では、全過程の取調べ可視化による事案の真相究明・真実発見の阻害、組織犯罪や性犯罪等の取調べの弊害、検挙率の低下といった懸念も示された<sup>26</sup>。

これに対し、衆議院に参考人として出席したジャーナリストの江川氏は、懸念があるならば、例えば国民の生命、安全に直接関係するような事件に限り、裁判所の判断を仰いで全過程可視化の例外とする等、知恵を出し合うことが必要である。韓国の検察は科学捜査に力を入れており、日本の捜査もこれからは物証の収集といった方向に力やお金をかけていくべきではないか。裁判員裁判に対する検察官の努力を見る限り、全過程可視化を実現した際の取調べについても、日本の検察官は対応できると信頼していると述べている<sup>27</sup>。

また江川参考人は、取調べ可視化の対象について、冤罪事件は任意捜査の段階で形作られることが少なくないとして、任意の取調べも要求があれば録音する、あるいは本人が持参した録音機で記録することを妨げてはならないという対応も必要だと指摘している<sup>28</sup>。

今後全過程の取調べ可視化を進めていく上で、導入に消極的な警察との関係をどのようにしていくかについても議論となった。法務大臣は、国家公安委員長との協議は精一杯行っていくが、刑事訴訟法の捜査の所管は法務省なので、捜査の在り方については（法制審で）議論する。可視化をしても刑事司法が成り立っていくような制度全体の改革ができて、

---

21 第177回国会衆議院法務委員会議録第2号15頁（平23.3.9）、同国会参議院法務委員会議録第4号9頁（平23.4.12）、同国会参議院行政監視委員会議録第2号7頁（平23.4.18）等

22 第177回国会衆議院法務委員会議録第12号5頁（平23.5.18）

23 第177回国会衆議院法務委員会議録第5号7頁（平23.4.13）

24 第177回国会参議院法務委員会議録第5号21、22頁（平23.4.12）

25 第177回国会参議院法務委員会議録第14号14頁（平23.6.7）

26 第177回国会参議院法務委員会議録第3号13頁（平23.3.24）、同国会衆議院法務委員会議録第2号6頁（平23.3.9）、同委員会議録第12号7、10頁（平23.5.18）

27 第177回国会衆議院法務委員会議録第12号7、9頁（平23.5.18）

28 第177回国会衆議院法務委員会議録第12号4頁（平23.5.18）

そこで警察というものがでてくるというプロセスもあり得ると述べている<sup>29</sup>。

#### (6) 弁護人の立会い

村木参考人は、(1)に関連し、調書を重視する現在の捜査・公判実務が簡単には変わらないことを前提とした上で、違法な取調べの抑止力として、全過程の取調べ可視化と合わせて弁護人の立会いの強化についても要望している<sup>30</sup>。

そこで、我が国の制度が諸外国と比べても身柄拘束が長いという環境下で、弁護人の質と数、費用の観点から、実際に弁護人の立会いをどう実現していくのかが議論となった。

これについて、石田参考人は、我が国の難易度の高い司法試験や研修制度により弁護士の質は保たれている、弁護人の立会いが必要な事件数は実質年間5、6千件に過ぎず、近年の法曹人口の増加で数の対応は可能、費用面も、被疑者国選弁護、法テラス制度の創設により金がなければ弁護が受けられないという状況は解消されつつあると説明している<sup>31</sup>。

#### (7) 客観的証拠の開示の拡充

村木参考人は、前田元主任検事の証拠改竄事件に鑑み、証拠の適正な管理と並んで、検察が公共の利益の代表者であるならばいわゆる消極証拠も含めた客観的証拠の開示の拡充を図るべきと指摘している<sup>32</sup>。これについては、平成23年6月に再審無罪が確定した布川事件の問題と絡めて、冤罪防止又は国民の信頼を取り戻すという観点から、検察官による証拠の全面開示も含めて検討する必要性も指摘されている<sup>33</sup>。

#### (8) 新しい捜査手法の検討

日本の捜査当局が与えられている権限は欧米諸国と比べて限定的とされている。そのため、全過程の取調べ可視化等を実現する場合は、真実発見や犯罪防止の観点から別の捜査手段も導入しないとバランスを欠くのではないかといった指摘がなされている<sup>34</sup>。

これに対し、捜査機関側は基本捜査の力不足こそ反省すべきであり、見返りとしての捜査上の武器の有無で取調べの可視化を避けるような議論をすべきではない、捜査の充実というのは法律問題ではなく科学技術の問題として考えるべきといった意見も出ている<sup>35</sup>。

法務大臣は、新たな捜査手法とセットでなければ可視化ができないとは考えておらず、今は検察の信頼回復が急務であるため、まずは取調べの可視化を試行する。その検証過程で新たな捜査手法が必要ということになれば、その検討は排除しないと発言している<sup>36</sup>。

---

29 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号17頁(平23.4.12)

30 第177回国会参議院行政監視委員会会議録第2号5頁(平23.4.18)

31 第177回国会衆議院法務委員会会議録第12号9頁(平23.5.18)

32 第177回国会参議院行政監視委員会会議録第2号5頁(平23.4.18)

33 第177回国会参議院法務委員会会議録第14号6、13、14、18頁(平23.6.7)

34 第177回国会参議院法務委員会会議録第3号14頁(平23.3.24)、同委員会会議録第5号17頁(平23.4.12)、同国会衆議院法務委員会会議録第12号7頁(平23.5.18)

35 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号21頁(平23.4.12)

36 第177回国会衆議院法務委員会会議録第12号8頁(平23.5.8)

37 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号17、18頁(平23.4.12)、同国会衆議院法務委員会会議録第2号7、16頁(平23.3.9)

## 〈監察、外部の目・風、倫理、人事・教育関係〉

### (9) 検察官の意識の変革、外部の目・外部の風を入れる必要性

真の改革実現のためには検察官一人一人の意識の変革が不可欠との指摘が多くなされる中、<sup>38</sup> 検察全体が依然として問題意識、危機意識を共有できていないのではという懸念も示された。また、検察組織が余りにも強い閉鎖性の中で特異な価値観、正義感を育んでい<sup>39</sup>るとして、制度として外部の目を中に届ける仕組みが必要との意見もあった。

この外部の目・外部の風を入れる必要性について、法務大臣は、検察が決して独善に陥ってはいけないという点で大変大切だとし、やはり検察の改革は検察自身がやる気になっていかなければならず、私は方向性を示し、ひとつ自ら苦しみながら改革案をまとめてくれと指示した。若手の検察官等も参加した議論を期待していると述べている。<sup>40</sup>

### (10) 検察官の職務上の行為に対する基準の明文化

検察官の基本的使命・役割等を定める基本規程の策定については、単なる訓示規定にとどまることへの懸念から、警察法や警察官職務執行法のような法制化の必要性が指摘された。しかし、法務大臣は、提言は法制化ということは述べておらず、法律になっているから生きた規範になるというものではない。検察が自ら議論して今の状況について苦しみ抜いてつくっていくプロセスが大切だ。基本規程にもとる行為があった場合の措置は、縦横のチェックの在り方、監察制度というところで考えていかれることだと述べている。<sup>41</sup>

### (11) 検察官の人事評価、独任制官庁と検察官同一体の原則との両立

検察官による証拠改竄等<sup>さん</sup>が起きた原因は、無罪判決が出るとマイナス評価されるという人事評価にあるのではとの指摘がなされた。

これについて、法務大臣は、無罪判決は検察官にとって恥ではなく、検察官の人事上の評価は、訴訟活動の過程なり実際の執務の働きぶりなりを見てなされるべき。本当に立派な検察官が立派に仕事ができる検察の人事、教養の在り方について今最高検に具体化の指示を投げているところであり、最高検がしっかりとした具体案を出してくるのを待っているところであると述べた。<sup>42</sup>

また、検察官のアンケート調査で、4割以上の人が自己の判断よりも組織や上司への忠誠が優勢になったことがあり得るという結果が出た一方で、6割の人が昇進や人事考課の判断に上司との人間関係や上司の好き嫌いなどの恣意的な要素による影響を否定できないという結果が出たことから、検察官が独任官庁で事務を行うことと検察官同一体の原則との関係、人事評価の客観化について問題提起がなされた。

これについて、法務大臣は、独任制官庁と検察官同一体の原則の調和は難しい課題であ

38 第177回国会参議院行政監視委員会会議録第2号2、6頁(平23.4.18)、同国会衆議院法務委員会議録第12号3、5頁(平23.5.8)

39 第177回国会衆議院法務委員会議録第12号3、4、10頁(平23.5.8)

40 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号14、15頁(平23.4.12)

41 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号15頁(平23.4.12)

42 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号3、4頁(平23.4.12)

るが、その両立のためには、例えば航空パイロットのような技量向上のための仕組みや、上司だけでなく同僚や後輩による人事評価といったことが検討会議でも提言されている。一人一人の検察官は独立して権限を行使していくという気概を持ちながら、実際には同一体の原則というものを生かしながら皆で技量を高めていくというのが検察官のスピリットであると述べている。<sup>43</sup>

#### (12) 検察官の情報リーク問題

村木事件では検察官の情報リークの可能性が指摘され、公務員の国民に対する誠実な情報提供の義務の法制化や、当該事件の供述調書と報道内容との一致点を具体的に検証すべきといった問題提起がなされた<sup>44</sup>。しかし、法務省刑事局長は、刑訴法第47条により検察官は基本的に捜査について公益性のある情報以外は漏らすことが禁止されているため、従来、捜査上の秘密の保持については格別な配慮を払ってきており、通常は外部に漏らすようなことはないものと承知していると述べ、法務大臣も明確な答弁を避けた<sup>45</sup>。

### 5. おわりに

大阪地検特捜部における不祥事は、国民の刑事司法に対する信頼を根底から覆し、これを機に検察の組織運営や捜査・公判活動に対する抜本改革を求める気運が一気に高まった。法務大臣が現場の反発を排してでも全過程の取調べの可視化を試行するよう指示するに至ったのは、そうした国民の不信感に対する危機意識の表れである。

笠間検事総長は、7月8日の会見で、個々の検察官の意識が変わらなければ改革の意味は失われるというメッセージを全国の検察官に発したと報道されている<sup>46</sup>。現場が危機意識を共有し、改革の器に魂を入れることができるかが今後の検察再生の鍵となる。

また今回の一連の事態は、新時代の刑事司法制度の構築という大きな改革の着手に発展した。最大のテーマは取調べの可視化とされるが、それだけでは根本的な問題の解決にはならないとの意見もある<sup>47</sup>。法務大臣が議論の場である法制審の特別部会で「国民の生活にも影響する刑事司法全体の在り方に及ぶものであり、...専門家の知見だけでなく、...広く国民の声を反映した審議を行っていただく必要がある<sup>48</sup>」と挨拶しているように、従来の弁護側と捜査側の対立に終始することのない多角的な観点からの議論が求められる。

---

43 第177回国会参議院法務委員会会議録第5号13、14頁(平23.4.12)

44 第177回国会参議院行政監視委員会会議録第2号6、13、14、16頁(平23.4.18)

45 第177回国会参議院行政監視委員会会議録第2号13、16、17頁(平23.4.18)

46 『朝日新聞』(平23.7.9)

47 『読売新聞』(平23.5.27、6.30)、『朝日新聞』(平23.7.2)等

48 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第1回会議(平成23年6月29日開催)資料「法務大臣挨拶」